

平成20年度事業計画書

I. 方針

当協会は、昭和49年の創立以来、主要貿易関係書式の統一・標準化に重点を置いた活動をはじめとして、貿易に関する複雑、多岐にわたる手続を簡易化し、貿易関係業務の効率化に資することを目的とした活動を一貫して行ってきたところである。

また当協会は、『貿易簡易化と電子ビジネスのための国連センター』（国連CEFACT¹）の我が国唯一の窓口として、国連や諸外国の貿易手続簡易化機関と連携をとりながら、国連CEFACTが推進している輸出入・港湾手続及び電子商取引の基幹ともいえるEDI（電子データ交換）のための国際標準化活動に積極的に参加し、その開発、普及に努めてきており、近年、とくにこのような貿易関係手続のEDI化への対応が当協会の業務の中で大きな比重を占めるに至っている。さらに、当協会では国連CEFACTのシングルウィンドウの設置に関する勧告をはじめ、各種勧告の普及にも努めている。

平成20年度においては、内外における最近の貿易関係手続簡易化活動及びEDIの動向を踏まえ、貿易手続のペーパーレス化並びに国連CEFACTのUN/EDIFACT及びebXML²の開発、普及に重点を置いた活動を行うとともに、貿易手続簡易化に関する調査・研究とその普及活動を行い、さらに当協会が保守管理を行っている日本輸出入者標準コード管理システムの更改及び同コードの内容の一層の充実に努めていくこととする。

また、平成21年9月に我が国で開催される国連CEFACTフォーラムについて、諸準備活動を進めていくこととする。

II. 事業計画

1. 国連CEFACTフォーラムの開催に向けて

当協会が事務局を務める国連CEFACT日本委員会（JEC）³ は、「国連CEFACTフォーラム日

¹ 国連CEFACT：国連ECE/WP.4（貿易手続簡易化作業部会）が1997年3月に発展的に改組されたもので、現在の正式名称は、The Center for Trade Facilitation and Electronic Business（貿易簡易化と電子ビジネスのための国連センター）という。改組当初は、『行政、商業、運輸に関する手続及び実務簡易化センター』と呼んでいたが2000年3月に略号のUN/CEFACTはそのままで、その名称のみが変更された。

² ebXML：インターネットによるEDIのためのXMLの標準化を目指すプロジェクト名。技術的枠組み開発の役割を2001年5月に終え、現在、第2フェーズとしてのインフラ、コンテンツ開発作業が、国連/CEFACTとOASISの共同プロジェクトとして進められている。

³ 2007年6月25日開催のEDIFACT日本委員会(JEC)総会において、JECの略称はそのままとして、フルネームを国連CEFACT日本委員会に改称するとともに規約の一部改正を行った。

本招致委員会」を立ち上げ、以下の目的の下、国連CEFACTフォーラムの2009年（平成21年）日本開催に向けて招致活動を行い、2007年9月27日のFMG(フォーラム管理グループ)会議において日本招致が承認され、2009年9月28日から10月2日までの会期で札幌市において開催されることが決定した。

国連CEFACTフォーラム日本招致の目的

- ① 国連 CEFACT 活動に対する国内の理解を高め、各種国際標準を積極的に活用していくことにより、我が国の国際競争力の向上に資すること。
- ② 我が国では初のフォーラム開催となり、国連 CEFACT 活動で我が国が積極的な貢献を果たすことを内外に示すこととなること。また、アジア諸国を含め我が国のニーズを発信し、国連 CEFACT 活動に適切に反映させることにより我が国の地位向上に繋がること。
- ③ 国連会議の開催により、国内の若い世代にも国連活動に参加する機会を提供し、世界で活躍できる人材の育成にも繋がること。世代交代とノウハウの継承問題は、会議参加国中で最も年齢が高いと思われる日本代表団が抱える課題であるとともに国連 CEFACT の組織自体が抱える課題でもある。

このフォーラムの開催に向けて、官民双方の関係者に広く周知を図り参加を呼びかけるとともに、その準備に向けた活動を行っていくこととする。

2. 貿易関係手続の EDI 化への対応

EDIにおける情報表現規約の国際標準として、国連CEFACTが、国際標準化機構（ISO）や国際電気標準会議（IEC）、電気通信連合（ITU）などと連携して開発を進めている各種標準化作業に関する調査・研究を行い、その開発・普及活動に参加し、国内及びアジア地域で先導的役割を果たしていく。このため、国連CEFACT及びAFACT⁴の日本における窓口並びにJECの事務局として、下記の（1）～（3）の事業を行い、国連CEFACT標準の普及推進のための国際協調、並びに国内におけるUN/EDIFACTの保守・管理に努める。

とくに、今世紀に入ってからインターネットの急速な普及に伴い、XMLの応用技術の普及が進んでいるが、中小企業の占める割合が高い貿易関係業界にこれらの技術が活用され、生産性の向上に結びつくことが強く期待されている。当協会では、この標準化活動に積極的に参画してきており、平成20年度は、国連CEFACTの最新の成果物である業際取引インボイ

⁴ AFACT： Asia Pacific Council for Trade Facilitation and Electronic Business（貿易簡易化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会）。従来の「アジアEDIFACTボード（ASEB）」が、1999年9月の第17回ソウル会議において、発展的に改組され、AFACの略称はそのままに太平洋地域を加えた。

ス（Cross Industry Invoice）、UNeDocs⁵（国連統合電子文書体系）及びシングルウィンドウに関する勧告、ガイドラインなどの我が国の貿易関係手続などへの適用に関する調査研究を積極的に進めるとともに、本年度に本格化する欧州委員会主導の「i2010計画」の下での、欧州における電子政府、電子商取引に関わる各種プロジェクトに関する情報を、我が国の官民に提供し、我が国の国際競争力の維持拡大を視野に入れたビジネスプロセスの改革のための働きかけを行っていく。

(1) 国際活動

① 国連CEFACT会議への参加

(a) 国連CEFACT総会への出席

毎年、ジュネーブで開催される国連CEFACT総会に専門家等を派遣し、国連CEFACTの国際標準化活動の政策的、基本的な問題等の協議に我が国の意見を反映させていく。

国連CEFACT総会の開催予定（年1回）

- ・第14回CEFACT総会 平成20年9月16-17日 ジュネーブ（スイス）

(b) 国連CEFACTフォーラム会議への出席

国連CEFACTフォーラム会議へ専門家等を派遣し、国連CEFACTの開発作業に積極的に参画していく。

また、国連CEFACTにおける標準化の進展状況等の詳細な情報を収集するとともに、我が国をはじめとするAFACTメンバー国の意見をこれら国際標準化作業に反映させていく。

国連CEFACTフォーラム会議の開催予定（年2回）

- ・2008年秋期会議 平成20年10月予定 開催地：ダカール（セネガル）
- ・2009年春期会議 平成21年3月予定 開催地：ローマ（イタリア）

なお、春期会議は、例年3月に開催されることになっているが、2007年度の春期会議（当初2008年3月の開催予定）は開催が遅れ、平成20年4月7-11日、メキシコシティ（メキシコ）で開催の予定となっている。

② AFACT会議への出席

AFACT会議に専門家等を派遣し、アジア太平洋域内における電子ビジネス及び国連CEFACT標準のさらなる普及推進のための課題・問題点について、関係国との連携の下に、その解決策に取り組んでいく。

⁵ UNeDocs（国連統合電子文書体系） 国連CEFACTが開発を進めている紙を含めて媒体を問わない文書による情報交換の標準化体系で、新旧媒体の相互運用性を通じて円滑な電子化文書への移行を図るプロジェクト

AFACT関連会議の開催予定

- | | | |
|------------------|----------------|----------|
| ・ AFACT運営委員会中間会議 | 平成20年5月1-2日 | 濟州島 (韓国) |
| ・ AFACT運営委員会 | 平成20年10月13日 | ソウル (韓国) |
| ・ 第25回AFACT会議 | 平成20年10月14-15日 | 同上 |
| ・ EDICOM 2008 | 平成20年10月16日 | 同上 |

(2) 国内活動

JEC総会、JEC運営委員会及びJEC傘下の国連CEFACT標準促進委員会の活動を通じ、ebXMLやUN/EDIFACTの開発・普及状況に関する情報の提供、業界間の意見交換・調整、国連CEFACT標準に関する我が国関係業界の意見の集約化を図る。

- | | |
|------------------------|-----------|
| イ. JEC総会 | 年1～2回開催 |
| ロ. JEC運営委員会 | 年3～4回開催 |
| ハ. JEC事務局連絡会 | 必要に応じ随時開催 |
| ニ. 国連CEFACT標準促進委員会 (注) | 年10～11回開催 |

(注) UN/LOCODE日本委員会(国連CEFACTのコード関係会議(ICG)に、UN/LOCODEに関する我が国の意見を発信するとともに、その活動状況を、我が国をはじめAFACTメンバー国にフィードバックする活動を行ってきた)の活動対象を国連勧告中の他のコードの保守・管理へ拡大するため、技術評価(TAG)委員会との合同により発展的に改組したもの。

(3) 統計整備調査・研究(経済産業省受託事業)

我が国の輸出入取引に係るきめ細かい政策を実現するためには、輸出入動向の把握、分析及び調査が必要不可欠である。輸出入手続の過程で得られるデータが電子データ交換(EDI)化されることにより、統計の作成は飛躍的に迅速化・緻密化することが可能となるほか、流通の効率化など、企業活動のあらゆる面でもEDIは効果を発揮する。

このため、輸出入手続の過程で得られるデータ(インボイスなど)のEDI化、様式の統一化を目指して積極的に国連CEFACTの開発、普及活動に参画するとともに、国内及びアジア太平洋地域への普及を図っていく必要がある。

具体的には、次のような事業を行うこととしている。

- ① アジア太平洋地域でのXML/EDIの普及状況調査
- ② 日本国内における国連CEFACT標準の啓蒙・普及
- ③ アジア太平洋地域における国連CEFACT標準の啓蒙・普及
- ④ 欧州・北米等他地域における標準化プロジェクトとの連携強化

⑤ 国連における開発状況等の情報の収集及びJEC委員等への情報提供

⑥ 貿易手続のペーパーレス化（UNeDocs等）活動への参画

なお、本事業の委託者である経済産業省は、事業の委託を公募方式としていることから、現時点では事業実施については確定していない。

3. 貿易手続簡易化に関する調査研究と啓蒙普及活動

(1) 「Safe Port Act of 2006」以後のセキュリティ対策に関する調査研究（日本財団助成事業）

米国国土安全保障省/税関・国境警備局（DHS/CBP）は、「Safe Port Act of 2006」により、24時間ルール、CSI、C-TPATなどのこれまでのセキュリティ措置をベースに、①「10+2」といわれるノンマニフェストデータの提出、②「Secure Freight Initiative」による米国への輸入コンテナの100%スキャン、③Smart Containerのような CSD (Container Security Device) の導入など、サプライチェーンのセキュリティをさらに強化するための重層的なアプローチを取ろうとしている。

これらのうち「10+2」は、船社をはじめとする貿易関係事業者に係る物流に大きな影響を及ぼすことが想定されているが、2008年1月2日にすでにFederal Registerで公開、パブリックコメントに付され、2009年初めに本格実施が予定されている。また輸入コンテナ100%スキャンは、2012年の導入を目指してパイロットテストが進行している。

こうした情勢を踏まえ、「10+2」の調査研究を皮切りに、サプライチェーンのセキュリティ強化と物流の改善を目指して、包括的かつ体系的な調査研究を行うとともに、その成果を広く官民の関係先へ提言していくことが必要である。

また、調査研究の成果を広くPRし、貿易関係業界の理解を深めるため、セミナーを開催することとしている。

(2) 貿易手続簡易化促進のための啓蒙普及及び人材育成事業（（財）貿易・産業協力振興財団助成金事業）

国連を中心に進められている貿易手続簡易化・電子化のための国際標準等を啓蒙普及することにより貿易関係手続のペーパーレス化を推進し、もって貿易関係手続に関するコストの削減を図り、我が国中小企業の国際競争力の向上と貿易の拡大に貢献することを目的として、中小の貿易関係事業者等を主な対象としたセミナー等を開催するとともに、人材の育成を図っていくことが必要である。

さらに、国際貿易に関わる国際標準などの啓蒙普及における地域格差の是正を図るべく、地方におけるセミナー開催についても検討していく。

なお、本事業については上記財団に助成金を申請中であり、現時点では事業実施については確定していない。

(3) 貿易手続への電子商取引導入に関する調査研究（（財）日本自転車振興会補助事業）

現在、インターネットによるXMLを利用した電子商取引は、その簡易性を特長として、中小企業等を対象に、米国を中心に普及が進んでいる。

一方、米国、EUを中心として発達した UN/EDIFACT は、専用機器、専用回線等が必要なものの、国際的に標準化された仕様として、流通・小売、貿易手続、銀行間決済、自動車・部品製造等既に多くの分野において本格的に利用されている。我が国においても、小売業、自動車・部品メーカー間受発注、税関手続、港湾EDIの分野においては、これが活用され、デジュールスタンダード（標準化団体などによって規定された公的規格）として認知されている。

現下の課題は、在来型EDIの黎明期にも観られた、産業界を横断する相互運用性の欠如やデータの非互換性といった既に顕在化している諸問題を解決する手段として、20年余りにわたり開発、保守されてきたUN/EDIFACT（シンタックス規則はISO 9735となっている）と UNTDED（国連貿易データエレメントディレクトリー：ISO 7372）などの資産を活用しつつ新しい技術標準の再生を図って行くことにある。そのため、平成18年度に実施した国内における貿易関連システムへのXML/EDIの導入調査研究の結果を基に、インターネット環境下における効果的な貿易手続のためのネットワークのあり方について調査研究を行う。

また、インターネット環境下における効率的な貿易手続のための新たなビジネスモデルのあり方、コアコンポーネント技術の普及・啓蒙、あるいはUNeDocsの導入について調査研究を行う。

(4) 電子商取引による輸出実現に必要な電子申請インフラの調査研究

我が国の産品の中には、東アジア市場において潜在的な需要があるものの、販路拡大がまだまだ十分ではないものも多く見られる。とくに中小貿易事業者の産品や、農水産品にそのような例が見られるが、後者の場合は、その理由の一つとして、通関や検疫制度等の貿易手続きが国によって異なり、これが鮮度を要求される農水産品の輸出阻害要因となっていることなどが挙げられている。

このような農水産品を含めた各種産品の販路拡大に係る問題点を解決するための有効な手段としては、電子商取引による処理の効率化が効果的と考えられる。

このため、特に中小貿易事業者の輸出の促進に資するEDI化をはじめとする電子申請インフラについての調査研究を行う。この調査研究の成果は、貿易事業者の販路拡大にもつながる可能性があることから、当協会が保守管理を行っている日本輸出入者標準コードの取得者を主な対象としたセミナーなども実施していく。

4. 国際会議などへの対応及び国際交流

貿易関係手続の簡易化（国連CEFACTが進める国際標準化活動）推進のため、次のような事業を通じて、国際的な協力及び緊密な情報交換を行う。

(1) ESCAP⁶（アジア太平洋経済社会委員会）、APEC（アジア太平洋経済協力）およびASEAN（東南アジア諸国連合）等との連携

最近、急速に貿易関係手続の簡易化活動を推進し始めたESCAP/APEC/ASEAN関連の国際会議を通じて、国連CEFACTの開発・普及に関し緊密な意見交換を行うとともに、ESCAP/APEC/ASEANが開催する国際的なシンポジウム、セミナー等において、当協会が従来から蓄積してきた貿易関係手続の簡易化についてのノウハウを供与する等ESCAP/APEC/ASEAN及びその加盟国との連携強化に努める。また、その他の国際機関との協調体制を図る。

(2) 海外貿易手続簡易化機関等との関係

SITPRO（英国）、KIEC（韓国）、CrimsonLogic（シンガポール）、Dagang Net（マレーシア）、CIECC（中国）、TEC（台湾）等の海外貿易手続簡易化機関及びEDI推進機関との交流を密にして情報交換を行う等国際交流・国際協力を推進する。

5. 広報普及活動

貿易関係手続の簡易化の効果をあげるために、以下のような事業を通じて、各種標準書式及び国連CEFACTの周知とその普及を促進するとともに、内外の貿易手続簡易化動向等の情報提供を行う。また、併せて、海外における電子商取引に関わる各種標準化団体の活動や、それらの導入プロジェクトの紹介などを電子メールによって貿易関係者に周知する。

(1) 機関誌・資料の作成・配付の改善

機関誌・資料の作成・配付を通じて、内外の情報を広く関係者に周知してきており、平成20年度もこうした活動の一層の充実を図っていくこととしている。とくに19年度から機関誌を電子メールで配布しており、賛助会員等当協会活動への支援者に、協会の活動状況や国連CEFACTを初めとする標準化団体の取り組みなどを広く伝えることが可能となった。

平成20年度は、こうした電子化を当協会が頒布する各種報告書や書式に拡大し、貿易関係手続の書類作成で手書きやタイプライターの使用を強いられるといった不便の改善を図っていく。

⁶ ESCAP : Economic and Social Committee for Asia Pacific（アジア太平洋経済社会委員会）。UN/ECEとの姉妹組織で、本部はバンコック（タイ）にある。日本は正式メンバー国である。

(2) 協会ホームページの改善

日本輸出入者標準コード登録ユーザーのより一層の利便性向上と、当協会の各種事業活動を、タイムリーかつ広く貿易関係者へ伝えるため、協会のホームページの一層の充実を図っていく。

(3) 中小企業貿易実務簡易化の推進

社団法人全国中小貿易業連盟では、毎年、中堅・中小貿易業の経営者を対象として、「研修・貿易手続簡易化セミナー」を開催しており、当協会では、本セミナーに講師を派遣することなどにより、支援をしていく。

6. 日本輸出入者標準コードの充実及び普及

日本輸出入者標準コードの重要性に鑑み、データ品質の向上とその利用拡大を図るため、平成20年度は次の事業を行う。

(1) 次期NACCS 対応のための全面改良の実施

平成20年10月より稼働開始を予定している次期 Sea-NACCSで導入される新コード体系（8桁＋4桁、及び住所の階層化）に対応しつつ、また平成21年度に一年遅れで稼働を予定している次期Air-NACCSや、府省ポータルを通じての他府省のシングルウィンドウ関連の諸システムとの相互運用性を確保すべく、コード管理システムを全面改良し、輸出入者の利便性向上と安定的なサービスの提供を図ることとする。

(2) コード取得者等を対象としたセミナーの開催

コード取得者を中心とした貿易・港湾関係者に対し、貿易円滑化を図るための、EDI等に関するセミナーを開催し、貿易手続簡易化、EDI化に関する情報を提供する。

とくに、電子化への対応が遅れている中小の貿易関係事業者を対象に、前述した貿易手続簡易化促進のためのセミナーや、e-Commerceによる輸出実現に必要な電子申請インフラの調査研究とも連携して実施する。

(3) 日本輸出入者標準コード事業の改善

貿易手続関係コード特別委員会の検討を踏まえ、引き続きコード事業の改善について検討する。